

人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 存続厚生年金基金は、加入員等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

(加入員に関する情報の提供)

第十七条の七 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、個人型年金規約（確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。）の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる加入員に関する情報を当該月の翌月末日までに、存続連合会を経由して連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下この項において同じ。）に通知しなければならない。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）、性別及び生年月日

二 使用されている事業所の名称

三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十二条第二号に規定する他制度掛金相当額（当該存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額に限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、当該加入員に係る確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金の額が同法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報（連合会が必要と認めるものに限る。）

五 存続厚生年金基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定により存続厚生年金基金の加入員に関する情報の管理に係る業務を同項に規定する法人に委託している場合には、前項の規定による通知を当該法人及び存続連合会の順に経由して行うものとする。

(物納に関する準用規定)

第十八条 第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第百三十三条から第百三十四条までの規定は、平成二十五年改正法附則第九条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第九条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を適用する場合、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百四十条の規定を適用する場合、平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二十九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を適用する場合（以下「清算型減額申請」という。）は、代議員会において代議員の定数

の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 自主解散型減額申請又は清算型減額申請をした日（以下この条及び次条において「減額申請日」という。）前一日以内現在における財産目録及び貸借対照表

(自主解散型減額申請)

二 前号の財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして、自主解散型減額申請にあつては平成二十五年改正法附則第十二条第七項の規定、清算型減額申請にあつては平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

(清算型減額申請)

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 減額申請日の属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ 次条第一項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

五 第二号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を平成二十六年経過措置政令第十条第一号において解消した日（清算型減額申請にあつては、平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解消した日）とみなして平成二十六年経過措置政令第十条の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

（自主解散型基金等の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛け率の計算方法）

(清算型基金等の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛け率の計算方法)

第二十条 平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第二十一条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イの当該基金（平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号及び第二十三条第一号イにあつては自主解散型基金（平成二十五年改正法附則第十二条第一号、第二十三条第一号に規定する自主解散型基金をいう。以下同じ。）、平成二十六年経過措置政令第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イにあつては清算型基金（平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。以下同じ。））をいう。以下この項において同じ。）の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛け率（免除保険料額（平成二十六年経過措置政令第九条第一号に規定する免除保険料額をいう。以下同じ。）に相当する額を除く。次項及び次条において同じ。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率から第三号に掲げる率を控除して得た率とする。

一 減額申請日（平成二十六年経過措置政令第九条第一号、第十二条第一号、第十三条第一号イ、第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イに規定する申請をした日をいふ。以下この号において同じ。）の属する月前二年間に当該基金が徴収した掛け率の総額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、掛け率の額と当該認可を受けなかつたとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額を合計した額の総額）を、当該基金の加入員又は加入員であった者に係る減額申請日の属する月前二年間の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額で除して得た率とする。

二 一・四（平成二十六年経過措置政令第十三条第一号イ又は第二十四条第一号イの規定に基づき率を計算する場合にあつては、一・三六）を、当該基金における平均的な老齢年金給付の額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けなかつたとした場合に支給していたと見込まれる老齢年金給付の額）の当該基金における平均的な金相当額の減額の申請（以下「清算型減額申請」という。）は、代議員会において代議員の定数（責任準備金相当額の減額の申請）

第十九条 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の規定による責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の減額の申請（以下「自主解散型減額申請」という。）及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申請（以下「清算型減額申請」という。）は、代議員会において代議員の定数

| | |
|---------------------------------------|------|
| 事業年度の末日が平成三十二年三月三十一日から平成三十三年三月三十日までの間 | 二十四年 |
| 事業年度の末日が平成三十三年三月三十一日から平成三十四年三月三十日までの間 | 二十三年 |
| 事業年度の末日が平成三十四年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの間 | 二十二年 |
| 事業年度の末日が平成三十五年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間 | 二十一年 |

第三十四条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企業年金の当該残余財産の交付に係る者、存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の当該権利義務が承継された者又は平成二十五年改正法附則第十二条第七項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに実施する確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成二十六年経過措置）

政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であった期間を加入者期間に算入（以下この項において「過去期間通算」という。）した場合に限る。）の当該過去期間通算を行つた者に係る改正後確定給付企業年金法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、確定給付企業年金法施行規則第五十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算して算定することができる。

一 確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一項第一号の表中「五で」とあるのは「五に平成二十六年四月一日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）を十から減じた数（当該数が零未満となる場合にあつては、零とする。以下「延長年数」という。）を加えた数で」と「六十分の一」と

あるのは「十分の一に」を十五に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数に十分の一にを十に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数を加えた数」と、「十で」とあるのは「十に延長年数を加えた数で」と、「百五十分の一」とあるのは「十分の一に」を十五に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数」と、「に十五分の一を乗じて」とあるのは「を十五に延長年数を加えた数で除して」として、当該残余財産の交付、当該権利義務の承継又は当該過去期間間

算に係る者に対して同号の規定に基づき計算した額
二、当該残余財産の交付、当該権利義務の承継又は当該過去期間通算に係る者以外の者に対する確定給付企業年金法施行規則第五十一条第一項第一号の規定に基づき計算した額
事業年度の末日が平成二十九年三月三十日までの間における前項の規定の適用を受ける場合に係る三後進合計三金云々並に見川村第二モの適用については、同号第一項の規定

修正後確定給付企業年金法施行規則附則第二条の規定の適用については、同条第一項の表中「千五百分の十九」とあるのは「五十万分の三千三百」と、「千五百分の二十一」とあるのは「四十五万六千分の三千五百四十」と、「千五百分の二十三」とあるのは「四十一万四千分の三千七百四十」と、「千五百分の四」とあるのは「二千五百分の四」と、「千五百分の六」とあるのは「二千四百分の六」と、「千五百分の八」とあるのは「二千三百分の八」とする。

(存続厚生年金基金から移行した場合の最低保全給付に関する経過措置)

第三十五条 平成三十一年三月三十一日までの間に存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十四条第二項の規定の適用については、当該権利義務の承継により増加する司員に規定する最低保全給付の額に、当

該権利義務の承継に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）を五から減じた数（当該数が零未満となる場合にあつては、零とする。）を五で除して得た数を乗じて得た額を同項の規定により控除する額に加算することができる。

第三十六条 事業年度の末日が平成三十六年三月三十日までの間ににおいて、確定給付企業年金の加入者（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けて老齢給付計画に係る経過措置）

| 事業年度の末日が平成三十四年三月三十日までの間 | 十年 |
|---------------------------------------|----|
| 事業年度の末日が平成三十四年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの間 | 九年 |
| 事業年度の末日が平成三十五年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間 | 八年 |

第三十七条 平成二十六年経過措置政令第四十二条の規定により確定給付企業年金の加入者期間に

算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。ただし、当該解散基金加入員等（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基金加入員等をいう。以下同じ。）が遺族給付金の受給者であった場合は、この限りでない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該交付された解散した存続厚生年金基金の残余財産の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が当該解散基金加入員等の当該解散した存続厚生年金基金の加入員であった期間を超える場合にあつては、当該解散

二 その他当該解散基金加入員等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められるること。

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)
第三十八条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等に係る次の各号に掲げる事項を確定給付企業年金の事業主等に対し提出することによって行うものとする。

二 氏名 性別 生年月日及び住所
二 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき交付を申し出る残余財産の額
一 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。
一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを

電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。(以下同じ。) を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回

□ 線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　えられた方へは、当該事項を記録する方法
　電磁的記録方式—電磁的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識する
　ことができる新しい方式で作られる記録（電子の方式、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
　など）。—系る（記録本など）。（以下同。）

三　書面を交付する方法

居の親族のみを雇用する中小企業者」とあるのは、「同居の親族のみを雇用する中小企業者及び存続厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)の設立事業所の事業主又は同法附則第三十六条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主である中小企業者(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号)第四十二条の規定に基づき同法附則第三十六条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の交付の申出を行わないことが確認された中小企業者を除く。」とする。

(機構が行う必要な確認等)

第四十二条 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主又は解散存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、退職金共済契約の申込みを行うときは、機構は、中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の適用その他の事項について必要な説明を行い、平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出をするかどうかの確認をするものとする。

(解散計画)

第四十三条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間ににおいて、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする場合は、当該解散に関する計画(以下この条及び次条第一項において「解散計画」という。)を厚生労働大臣に提出することができる。

2 解散計画を出した存続厚生年金基金については、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十六条の第二号及び第三号の規定は適用せず、第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第五項の規定についても、同項中「計算されなければならず、かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛金の額は、原則として二十年以内の範囲内で当該債務が償却されるように計算されなければならない」とあるのは、「計算されなければならない」とする。

3 解散計画を出した存続厚生年金基金は、当該解散計画に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該解散計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(解散計画の記載事項)

第四十四条 解散計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 解散計画の適用開始日及び解散予定期

二 事業及び財産の現状

三 年金給付等積立金(平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金を

いう。第四十六条第一項において同じ。)の積立ての目標

四 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額(けられなければならない)。

(代行返上計画)

第四十五条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日において、平成

二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

付企業年金法第百十一条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた

者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合又は平成二十五年改正法附

けられなければならない。

(代行返上計画)

第一項において「代行返上計画」という。)を厚生労働大臣に提出することができる。

第一項において「代行返上計画」という。)を厚生労働大臣に提出することができる。

2 第四十三条第二項及び第三項の規定は、代行返上計画について準用する。この場合において、これらの規定中「解散計画」とあるのは、「代行返上計画」と読み替えるものとする。

(代行返上計画の記載事項)

一 代行返上計画の適用開始日及び代行返上予定期

二 事業及び財産の現状

三 年金給付等積立金の積立ての目標

四 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならない。

(存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等)

第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者の資格の取得及び喪失の年月日

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続厚生年金基金にあっては、当該認可を受けた日以降の当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を除く加入員たる被保険者であつた期間をいう。以下この号及び次号において同じ。)の報酬標準給与(廃止前厚生年金基金令第十七条第一項に規定する報酬標準給与をいう。以下同じ。)の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 平成二十五年改正法附則第八条の規定により政府が徴収する額

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「解散したとき」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき」と、「解散した日」あるいは「解散の認可があつたものとみなされた日」とする。

3 第一項の規定は、存続厚生年金基金が、平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けた場合に準用する。この場合において、第一項中「解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者」と、同項第二号中「が年金たる給付の支給の義務を負っている者」とあるのは「の加入員」と、同項第五号中「平成二十五年改正法」とあるのは「平

六十条の二第一項の規定により加算された額に相当する部分を除く。三項又は第一百六十五条第五項の規定において同じ。)の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた場合において支給すべきこととなる老齢年金給付の額を算定する中途脱退者等(以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらに掲げる事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号まで又は第八十条第一項第二号から第四号まで連合会が清算人又は基金から提出を受けた場合における積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前二項の規定による提出を行うとともに、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらに規定による積立金による年金給付の規定により連合会に移換された改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項の規定による年金給付額又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による年金給付額又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとす

| | | | | | |
|--|---|---------------------------------|---------------------------------|--|--|
| 二 条の 二第一 項 | 第七 十 九 条 法第 百六 十五 条の 二第一 項 | （以下「算定基礎期間等」という。） | （以下「算定基礎期間等」という。） | <p>会は、前項に連合立金の移換の規定による年金給付等積立金の額を基に併せて、イスクを基金に提出するものとす。</p> <p>次に各号に記載した書類の事項を記録する。</p> <p>申出者が、前項に連合立金の移換の規定による年金給付等積立金の額を基に併せて、イスクを基金に提出するものとす。</p> <p>会は、前項に連合立金の移換の規定による年金給付等積立金の額を基に併せて、イスクを基金に提出するものとす。</p> <p>（以下「算定基礎期間等」という。）</p> | <p>（以下「算定基礎期間等」という。）</p> <p>（以下「算定基礎期間等」という。）</p> <p>（以下「算定基礎期間等」という。）</p> <p>（以下「算定基礎期間等」という。）</p> <p>（以下「算定基礎期間等」という。）</p> |
| 平成二十五年改正法附則第五十八条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた | 則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた | 則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた | 則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた | 則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた | 則第六十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた |

| 第一項 | 第二項 | 第三項 | 第四項 |
|--|--|--|--|
| 第七十 四の五 第二項 | 第七十 二条の 四の五 第一項 | 第七十 二条の 四の五 第一項 | 第七十 二条の 四の四 法 |
| 令 項 | 令第五十二条 の五の三第一 令第五十二条 の五の三第二 会に提出する | 当該中途脱退 者等に係る次 の各号に掲げ る事項を記載 した書類又は これら的事項 を記録した磁 気ディスクを 企業型記録機 連運営管理機 関等又は国民 年金基金連合 会に提出する | 当該中途脱退 者等に係る次 の各号に掲げ る事項を記載 した書類又は これら的事項 を記録した磁 気ディスクを 企業型記録機 連運営管理機 関等又は国民 年金基金連合 会に提出する |
| 平成二十六年経過措置政令第六十二条第一項又は平成二十六年経過措 置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第一項 | 平成二十六年経過措置政令第六十二条第一項又は平成二十六年経過措 置政令第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第一項 | 平成二十五年改正法附則第五十九条第一項又は平成二十五年改正法附 則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた 改正前厚生年金保険法 | 確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する確定給付企業年金の 事業主等に対し、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記 載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又は これらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する |

| | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|--|---------------------------------------|--|--|--|
| | | | | | | |
| 第五十四条の二 若しくは第七十 四条の二 | 第六十五条 第一項 第二号 | 第六十五条 第一項 第十号 | 第五十四条の二 第七十四条の二 | | | |
| 算入された期間 事項 | 算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月 | 算入された期間並びに当該個人型記録開連運営管理機関の行う記録開連業務に係る事項に限る。) | 事項(当該個人型記録開連運営管理機関の行う記録開連業務に係る事項に限る。) | 存続連合会について確定給付企業年金法施行規則第三十三条の規定を適用する場合において同条第一項各号列記以外の部分中「法第九十三条」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第四十条第七項」と、「連合会」とあるのは「存続連合会」(平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する存続連合会をいう。)と読み替えるものとする。 | 存続連合会について確定給付企業年金法施行規則第三十三条の規定を適用する場合において同条第一項各号列記以外の部分中「法第九十三条」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第四十条第七項」と、「連合会」とあるのは「存続連合会」(平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する存続連合会をいう。)と読み替えるものとする。 | 存続連合会について確定給付企業年金法施行規則第三十三条の規定を適用する場合において同条第一項各号列記以外の部分中「法第九十三条」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第四十条第七項」と、「連合会」とあるのは「存続連合会」(平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する存続連合会をいう。)と読み替えるものとする。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 第百二項 令第六十五条の十九第一項 | 平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項及び第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号)第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令(以下「改正前確定給付企業年金法施行令」という。)第六十五条の七 |
| 第百一項 令第六十五条の十九第五項 | 平成二十五年改正法附則第四十六条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項(平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項、平成二十一年の二十一第五項、第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項) |
| 第百一項 令第六十五条の十七第一項 | 平成二十五年改正法附則第四十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項(平成二十五年改正法附則第四十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項) |
| 第百一項 令第六十五条の二十三第二項 | 平成二十五年改正法附則第四十九条第七項において準用する場合を含む。) |

| | | | |
|--|---|-----|--------|
| 第四百四項 法第九十一条の十九第六項(法第九十六条第五項、第四十九条第七項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項における場合を含む。)又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項、平成二十一年の二十一第五項、第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項 | 平成二十五年改正法附則第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項(平成二十五年改正法附則第四十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項) | 同項 | これら |
| 第四百四項 法第九十一条の二十二第一項 | 平成二十五年改正法附則第四十九条第七項において準用する場合を含む。) | これら | これらの規定 |
| 第四百四項 法第九十一条の二十三第二項 | 平成二十五年改正法附則第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項(平成二十五年改正法附則第四十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項) | これら | これらの規定 |

の規定による申出は、存続連合会に対し、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書（これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。）を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号
二 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第四項の規定により移換又は交付を申し出る残余財産の額
三 解散基金加入員の資格の取得及び喪失の年月日

四 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保險者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十四条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「解散基金加入員」とあらわすのは、「改正前厚生年金保険法第百四十七条第四項又は平成二十五年改正法附則第三十四条第四項に規定する者」と読み替えるものとする。

2

第五十三条 平成二十六年経過措置政令第五十三条の規定、平成二十六年経過措置政令第六十四条第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の二の規定又は平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項若しくは第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の二の規定による給付の額の算定に當たつて用いられる予定期率及び予定期死亡率（給付の算定に関する基準）

第五十四条 平成二十六年経過措置政令第五十三条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第三項の規定により存続連合会が支給する死亡若しくは障害を支給理由とする年金たる給付若しくは一時金たる給付の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項の交付金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

4

平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項の規定により存続連合会が支給する老齢給付金若しくは遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項第一項の規定により存続連合会が支給する障害給付金若しくは遺族給付金の額又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項の規定により存続連合会が支給する遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の三第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の四第三項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十九条の五第三項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

（中途脱退者等への説明義務）

第五十五条 平成二十六年経過措置政令第五十九条の規定により存続連合会が基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換に關して必要な事項について説明するときは、平成二十六年経過措置政令第五十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他の基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 平成二十六年経過措置政令第五十九条の規定により存続連合会が企業型年金加入者であった者に個人別管理資産の移換に關して必要な事項について説明するときは、当該個人別管理資産の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

（中途脱退者等の個人情報の取扱い）

第五十六条 存続連合会は、その業務に關し、基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付

企業年金中途脱退者、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であつた者（以下この条において「中途脱退者等」という。）の氏名、性別、生年月日、住所その他の中途脱退者等の個人に関する情報を受け集め、保管し、又は使用するに當たつては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を受け集め、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

存続連合会は、中途脱退者等の個人に関する情報を適正に管理するためには必要な措置を講ずるものとする。

3

平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項、第四十九条第三項、第四十一条第三項、第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項、第四十九条第三項又は第四十九条の二第一項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金若しくは存続連合会遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第四十四条第三項若しくは第四十五条第三項若しくは第四十八条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金若しくは存続連合会遺族給付金の額又は平成二十五年改正法附則第四十五条第三項若しくは第四十五条第三項若しくは第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項、第四十九条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項、第四十九条第三項又は第四十九条の二第一項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

平成二十五年改正法附則第六十一条第三項若しくは存続連合会が老齢年金給付の額によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の額に加算する額若しくは支給する一時金たる給付の額又は平成二十

2

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五十五条 平成二十一年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十一年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百五十五条の五第一項の規定による積立金(平成二十一年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。)の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、老齢確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十一年改正法附則第五十七条第一項に規定する若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。

一 氏名、性別 生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額

三 算定基礎期間等(改正後確定給付企業年金法施行規則第一百四条の二十一第一項第三号に規定する算定基礎期間等をいう。)

一 平成二十五年改正法附則第五十七条第五項又は平成二十一年改正法附則第六十四条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

二 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正後確定給付企業年金法第百五十五条の五第五項の条の三第一項の規定により当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に送付されることによつて行うものとする。

三 算定基礎期間の基礎として用いられる期間

(存続連合会から存続厚生年金基金への移換する積立金の額)

(存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第五十八条 平成二十一年改正法附則第六十七条又は第七十三条の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八条の規定に基づき、存続厚生年金基金から現価相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務(年金たる給付の支給に必要な記録の整理に関する事務を含む。)を存続連合会に行わせることができる。(解散に伴う事務の引継ぎ等)

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の義務を負つてゐる者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 存続連合会が給付の支給の義務を負つてゐる者の資格の取得及び喪失の年月日

三 平成二十一年改正法附則第七十二条において準用する平成二十一年改正法附則第八条の規定により政府が徴収する額

前項の規定は、平成二十一年改正法附則第六十五条第一項の規定による認可を受けた場合について準用する。この場合において、前項中、「解散した」とあるのは「平成二十一年改正法附則第六十五条第一項の規定による認可を受けた」と、「清算人」とあるのは「存続連合会」と、「附則第七十二条において準用する平成二十一年改正法附則第八条」とあるのは「附則第六十六条」と読み替えるものとする。

(年金理人の要件に関する経過措置)

第六十条 改正後確定給付企業年金法施行規則第一百六十六条の二第一項の規定は、平成二十一年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十六条の二第二項の厚生労働省令で定める要件について準用する。(平成二十一年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又是一時金たる給付の算定に関する基準)

第六十一条 平成二十一年経過措置政令第七十三条の規定による年金たる給付若しくは一時金たる十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項第二号に掲げる期間(以下この条において「算定基礎期間等」という。)を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならぬ。

一 存続厚生年金基金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合には、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあつては、存続厚生年金基金の加入員であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等について不當に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(准用規定)

第六十二条 改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十三条第一項及び第三十四条から第三十六条までの規定は、連合会が支給する平成二十一年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又是一時金たる給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------|-----------|---|
| 第三十条 | 令第二十九条第三項 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第七十四条第二項において準用する令第二十九条第三号 |
| 第三十一条 | 令第三十条第一項 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第七十六条第一項 |
| 第三十二条 | 令第三十条第一項 | 平成二十六年経過措置政令第七十四条第二項において準用する令 |
| 第三十三条 | 令第三十条第一項 | 平成二十五年改正法附則第七十六条第一項 |
| 第三十四条 | 令第三十条第一項 | （平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後確定給付企業年金法施行規則の適用） |
| 第三十五条 | 令第三十条第一項 | 第六十三条 平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後確定給付企業年金法施行規則の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 |
| 第三十六条 | 令第三十条第一項 | 第六十四条 平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後確定給付企業年金法施行規則の規定により連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付を含む。以下同じ。）に |
| 第三十七条 | 令第三十条第一項 | 第六十五条 平成二十六年経過措置政令第八十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 |
| 第三十八条 | 令第三十条第一項 | 一 平成二十五年改正法附則第十三条第一項（同項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収するものに限る。）第二十二条第一項（同項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収するものに限る。）及び第三十一条第一項の規定による徴収金又は平成二十五年改正法附則第十六条第一項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による加算金の徴収に係る事務（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定によりみなしして適用する改正後厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促、同条第二項の規定による督促状の発行及び平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定によりみなしして適用する改正後厚生年金保険法第十一条の規定による機構が行う収納の権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定によりみなしして適用する改正後厚生年金保険法第八号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定によりみなしして適用する改正後厚生年金保険法第一百条の十第一項第三十一号及び第三十三条に掲げる事務を除く。） |
| 第三十九条 | 令第三十条第一項 | 二 平成二十五年改正法附則第十四条（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の変更に係る事務（納付計画の変更の承認及び平成二十五年改正法附則第十四条第五項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予並びに第二十五条第二項の規定による自主解散型納付計画等の変更の承認及び存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が自主解散型納付計画等の承認を受けた日から平成二十五年改正法附則第十三条第一項又は第二十二条第一項の規定により政府が当該事業主から当該自主解散型納付計画等に基づき徴収するまでの間に当該事業主から当該自主解散型納付計画等の変更の承認の申請があつた場合における当該申請の受理による事務を除く。）及び平成二十五年改正法附則第十五条（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の承認の取消しに係る事務（納付計画の承認の取消し及び平成二十五年改正法附則第五条第二項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予の取消しを除く。） |
| 第四十条 | 令第三十条第一項 | 三 平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七百七十三条の二の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。） |
| 第四十一条 | 令第三十条第一項 | 四 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項に規定する責任準備金相当額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務（当該徴収及び当該支給に係る決定並びに平成二十六年経過措置政令第七十七条第三項各号に掲げる事務を除く。） |
| 第四十二条 | 令第三十条第一項 | 五 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第二百四十号）第三十四条の二の十六第一号 |
| 第四十三条 | 令第三十条第一項 | 六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号 |
| 第四十四条 | 令第三十条第一項 | 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金 |
| 第四十五条 | 令第三十条第一項 | 三 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とする。 |

| | |
|---|---|
| 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十八条第一項、第七十四条第二項及び第一百九条第二項（同法第百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金 | 2 |
| 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金 | 3 |
| （機構への事務の委託） | |
| 第六十五条 平成二十六年経過措置政令第八十一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 | |
| 一 平成二十五年改正法附則第十三条第一項（同項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収するものに限る。）第二十二条第一項（同項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収するものに限る。）及び第三十一条第一項の規定による徴収金又は平成二十五年改正法附則第十六条第一項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による加算金の徴収に係る事務（平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定によりみなしして適用する改正後厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促、同条第二項の規定による督促状の発行及び平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定による機構が行う収納の権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定によりみなしして適用する改正後厚生年金保険法第八号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務並びに平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定によりみなしして適用する改正後厚生年金保険法第一百条の十第一項第三十一号及び第三十三条に掲げる事務を除く。） | |
| 二 平成二十五年改正法附則第十四条（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の変更に係る事務（納付計画の変更の承認及び平成二十五年改正法附則第十四条第五項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予並びに第二十五条第二項の規定による自主解散型納付計画等の変更の承認及び存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が自主解散型納付計画等の承認を受けた日から平成二十五年改正法附則第十三条第一項又は第二十二条第一項の規定により政府が当該事業主から当該自主解散型納付計画等に基づき徴収するまでの間に当該事業主から当該自主解散型納付計画等の変更の承認の申請があつた場合における当該申請の受理による事務を除く。）及び平成二十五年改正法附則第十五条（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による納付計画の承認の取消しに係る事務（納付計画の承認の取消し及び平成二十五年改正法附則第五条第二項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による納付の猶予の取消しを除く。） | |
| 三 平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。） | |
| 四 平成二十五年改正法附則第六十九条第二項に規定する責任準備金相当額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務（当該徴収及び当該支給に係る決定並びに平成二十六年経過措置政令第七十七条第三項各号に掲げる事務を除く。） | |
| 五 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第二百四十号）第三十四条の二の十六第三号 | |
| 六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号 | |

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第五条 平成二十六年経過措置政令附則第二項の規定により読み替えられた同令第七十八条の規定に関する第六十四条第一項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十三条第三号 第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、第六条中国民年金基金規則第十五条、第十九条の二第三項及び第六十三条の改正規定、第八条中確定給付企業年金法施行規則第八十九条の三、第九十六条の三第一項、第九十六条の七第一項、第一百四十四条の十五、第一百四十四条の十八第一項、第一百四十四条の二十一、第一百四十四条の二十二第一項及び第一百四十四条の二十四第一項の改正規定並びに第十二条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条第一項（同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第四十九条の三及び第四十九条の六の読み替えに係る部分に限る。）、第四十七条第一項、第四十八条第一項（廃止前厚生年金基金規則第七十二条の四の三、第七十二条の四の四第一項及び第二項の読み替えに係る部分に限る。）、第五十五条第一項及び第五十九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。